

2022年12月に公布された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（改正感染症法）」に保健所設置市が予防計画を定めることが新たに規定され、今年4月1日に施行されることから、今年度中に予防計画を策定する。

1 法改正の目的

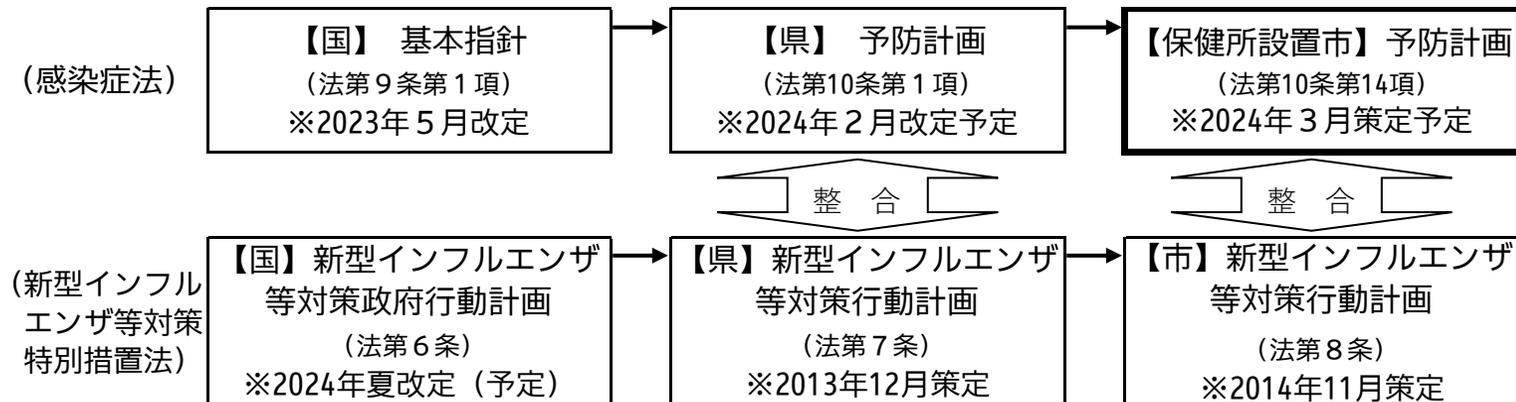
2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備える必要がある。

- ・入院、発熱外来等医療提供体制の確保
- ・保健所や検査等の体制強化
- ・機動的なワクチン接種の実施 等

の措置を講ずるため、国の基本指針や県予防計画の記載事項を充実させるとともに、新たに保健所設置市において予防計画を定めることで、感染症対策の一層の充実を図る。

2 計画の位置づけ

保健所設置市は改正感染症法に基づき、厚労省が定める基本指針及び県が定める予防計画に即して、市の予防計画を定める。また、特措法に基づく行動計画等との整合を図る。



「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」は、政府の感染症対応の司令塔となる「内閣感染症危機管理統括庁」（2023年9月1日発足）が、感染症の拡大を可能な限り抑え国民生活や経済への影響を最小限にすることを目的に策定する。

3 スケジュール

	2023(R5)年		2024(R6)年			
	12月	1月	2月	3月	4月	
国			国へ提出(法10条9項)	国へ提出(法10条9項,18項)		
県		パブリックコメント(12/27~1/26)	計画決定	県へ提出(法10条9項,18項)		計画スタート
市		素案の作成	パブリックコメント(1/29~2/28)	計画決定		
福島県 感染症対策 連携協議会	第2回(12/13)	・県計画素案が示される	第3回(2/13)	第4回(3/21)		計画の実効性を担保する健康危機対処計画（保健所対応マニュアル）に基づき、健康危機に対応できる保健所体制を構築する。
			・県計画案の審議 (法10条6項)	・中核市計画案の審議 (法10条6項,18項)		

◆予防計画（2024.3月策定）

根拠：感染症法

国の基本指針	県計画	市計画
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向		
第2 感染症の発生の予防のための施策 ・感染症発生動向調査		
第3 感染症のまん延防止のための施策 ・検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院 ・積極的疫学調査		
第4 情報収集、調査研究		
第5 検査の実施体制		
第6 医療提供体制の確保		
第7 患者の移送体制の確保		
第8 医薬品の研究開発の推進		
第9 感染症の予防又はまん延の防止に係る目標設定 ・保健所業務に要する人員の確保数 ・研修訓練の実施回数等		
第10 宿泊施設の確保		
第11 外出自粛対象者の療養生活に必要な環境の整備 ・健康観察 ・生活支援		
第12 総合調整・指示の方針		
第13 感染症対策物資等の確保		
第14 啓発及び知識の普及、患者等の人権の尊重に関する事項		
第15 人材の養成 ・研修、訓練		
第16 保健所体制の確保		
第18 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止等のための施策（連絡体制の確保を含む）		

◆健康危機対処計画（2024.3月策定）

根拠：地域保健法に基づく国指針

主な内容	
第1章	平時における準備
第1	業務量・人員数の想定 ○新型コロナウイルス感染症の第3波(2020.12月頃)と同規模の感染拡大を想定。 ○保健所の必要人員数：65人/日
第2	組織体制 ○保健所内体制は、コロナ対応時の班編成(15班)を基に統括班長、班長等をおく。 ○健康危機発生後は、状況に応じて班の統合、細分化を行う。
第3	業務体制 ○相談業務/医療・検査体制の整備/積極的疫学調査/療養先調整/患者の移送/健康観察/生活支援の7つの業務を各班が分担、連携して当てる。
第2章	感染状況に応じた取組、体制 ○感染症発生時/流行初期/拡大期/収束期の段階ごとに、組織体制の切替を行う。 ○各段階ごとに、各業務を遂行する。 ※P D C Aサイクルの実施により、健康危機に対応できる保健所体制を構築する。 【実践型訓練(年1回以上) → 県連携協議会に報告 → 健康危機対処計画の見直し】
※地域保健法第4条 厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(基本指針)を定めなければならない。	
※基本指針(2023.3月改正) 政令市及び特別区は、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画等を踏まえ、各保健所において、健康危機対処計画を策定する必要がある。	